令和９年度　加古川市児童クラブ利用選考基準

①児童クラブの利用には、児童クラブ利用申込書に記載のある同意事項への同意が必要です。同意がない場合は利用できません。
②利用申込受付期間内に定員を超える申込がある場合は、下記の利用選考基準表に基づき選考を行います。

＜利用選考基準表＞

調査項目 ＼ 保護者の状況		基礎点数	保護者の状況								小計		調整点数	合計
			労働従事日数				労働従事時間				父	母		
			10日 未満	10日～14日	15日～19日	20日 以上	4時間 未満	4時間以上～6時間未満	6時間以上～8時間未満	8時間 以上				
勤務	被用者・自営業主	１０	－５	－３	－１	０	－３	－２	－１	０				
	自営業専従者	８	－５	－３	－１	０	－３	－２	－１	０				
	内　職	５	－５	－３	－１	０	－３	－２	－１	０				
通学		８	－５	－３	－１	０	－３	－２	－１	０				
疾病	入院	１０												
	一般療養 常時安静	８												
	一般療養 通院加療	６												
障害	重　度	１０												
	中　度	８												
	軽　度	６												
看護	常時付添	８												
	通院付添等	５												
出産		７												
特例による場合		状況による												

注１　障害の程度は、次のいずれかに該当する者とする。
＜重度＞
身体障害者手帳１・２級
療育手帳Ａ判定
精神障害者保健福祉手帳１級
＜中度＞
身体障害者手帳３・４級
療育手帳Ｂ(1)判定
精神障害者保健福祉手帳２級
＜軽度＞
身体障害者手帳５・６級
療育手帳Ｂ(2)判定
精神障害者保健福祉手帳３級

注2　疾病・看護については、その状況が一年間継続されることが見込まれることを条件とする。

調整点数（証明書等の提出が必要な場合があります）

項　目	内　容	点数
児童の学年	１年生	＋５
	２年生	＋３
	３年生	＋１
	４年生	－１
	５年生	－２
	６年生	－３
保護者の状況	保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・長期間の単身赴任・行方不明等によりいない（長期間の単身赴任の保護者は、基礎点数が0となり調整点数のみとなります。）	＋１１
	労働従事時間が15時00分までの場合（※１）	－２
	労働従事時間が16時00分までの場合（※１）	－１
きょうだいの状況	きょうだいが重度な障がい児であり、障害者手帳等で確認できる場合（就学前のきょうだいに限る）（※	＋１
家庭の環境	児童の健全な成長が損なわれる恐れがある（関係機関からの意見書が必要）	＋３

（※１）就労証明書等に基づき採点
（※２）障がいの重度とは、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定又は精神障害者保健福祉手帳１級の所持者をいう。

点数が同点の場合の優先順位

1	前年度以前の「保護者負担金」または「使用料」の滞納のない者を優先
2	利用児童の学年が異なる場合、学年の小さい者を優先
3	「基礎点数」の合計が高い者を優先
4	利用児童に、より点数の高い弟妹がいる者を優先
5	保護者が勤務の場合、労働従事日数の多い者を優先
6	保護者が勤務の場合、勤務先が児童クラブから遠い者を優先
7	「勤務中」と「勤務予定」の場合は、「勤務中」を優先